

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年9月11日 開会

令和2年9月11日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年9月11日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

#### 農業委員出席委員

1番 佐野 芳弘	2番 宮島 孝子	3番 遠藤 恒男
4番 望月 三千夫	5番 赤池 勝	6番 佐野 正
7番 千頭和 栄一	8番 石川 邦彦	9番 佐野 公洋
10番 松下 善洋	11番 村松 義正	12番 植松 眞二
13番 齋藤 学	14番 石川 嘉章	15番 朝比奈 美芳
16番 杉浦 徳子	17番 植竹 繁	18番 後藤 文隆
19番 松永 孝男		

#### 欠席委員

なし

#### 農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊英	2番 塩川 金彦	3番 佐野 三男
5番 佐野 均	6番 村松 慎一	7番 土井 一彦
8番 加藤 文男	9番 望月 義雄	10番 有賀 文彦
11番 鈴木 四郎	12番 佐野 強	13番 近藤 雅隆

#### 欠席委員

4番 遠藤 光浩

#### 事務局職員

(併) 事務局長	中野 信男	次長兼振興係長	望月 伸浩
主任主査	深川 亮	主査	伊藤 孝彦
主事	大瀧 美緒		

議長 会長 望月三千夫

それでは、本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席となります。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の会議につきましても、事務局からの説明は簡潔に行い、委員の皆さんは発言等ある場合は挙手をお願いします。

それでは「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、10番 松下善洋委員、11番 村松義正委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、10番 松下善洋委員、11番 村松義正委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第49号から議第58号です。

初めに、報第49号から報第54号までを一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年7月21日から8月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページ及び2ページを御覧ください。

報第49号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が7件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第50号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の4ページ及び5ページを御覧ください。

報第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第52号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから10ページを御覧ください。

報第53号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、12件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第54号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告については以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第49号から報第54号まで報告済みとします。

議第54号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の12ページを御覧ください。

議第54号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

新規就農案件になります。

申請地は、農業共済組合の西に位置する農地です。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、野菜、果樹を栽培する計画です。受人の父親が借りて耕作していた農地ですが、高齢で耕作管理が難しくなり、また渡人にも後継ぎがないため、甥に当たる受人が買い受け、就農するものです。受人は現在57歳、耕作面積は許可後5,498平方メートル、農機具は自己所有しており、稼働人員は4名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、北山インターチェンジの東に位置する農地です。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。規模拡大のため、自宅隣接農地を買い受け、野菜を栽培する計画です。受人は現在67歳、耕作面積は許可後5,398平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び航空写真3ページを御覧ください。

申請地は井之頭小の東に位置する農地です。

渡人■■■■さんから同一世帯内で義理の息子である受人■■■■さんに贈与するという契約です。受人は現在54歳、耕作面積は渡人、受人が同一世帯ですので、許可前と同じ3,218平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は、ダイナ橋の西に位置する農地です。

受人■■■■さんと渡人■■■■さん及び■■■■さんとの売買契約です。渡人が遠方により管理できず、しばらく受人が管理していたのですが、このたび購入することになり、申請に至り

ました。申請地では、水稻、野菜を栽培する計画です。受人は現在63歳、耕作面積は許可後1万1,136平方メートル、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第4項について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

説明は、以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、第1項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

7番 千頭和栄一委員

ただいま審議中の議第54号の第1項の調査報告をいたします。

9月7日午後1時半に、事務局、杉浦委員、行政書士、申請人と現地で待ち合わせて調査を行いました。先ほどの報第49号の第4項に農地返還通知があったように、農地が返還されて、荒地になる可能性があるので、申請人が会社を定年になり、農業を始めるとのことで、荒地化を防ぐためにも、新規就農をしてもらえることは大変よいことだと思います。

申請書のとおり問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

ちょっといいですか。

第2項の場所ですが、これは先月出た倉庫業のとの隣ですね。

そうですね。はい、分かりました。

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第54号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第55号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の14ページを御覧ください。

議第55号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

外神■■■■、畑15平方メートルにつきまして、通行路に転用するものです。高齢の申請者が住宅の東にある店舗や体育館、公園などを利用するに当たり、住宅西側の接道からでは道沿いに迂回するように歩かなければならず、距離があり、時間もかかり困難ということから、住宅北側の外神28号線へ抜かれるよう、徒歩用の通行路に転用したく申請するものです。

申請地は市民体育館から西へ約200メートルに位置する街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にあり、第3種農地です。外神畑総土地改良区より、農地転用支障なしとの意見書を受理済みです。住宅敷地としての要件がなく住宅敷地との一体利用ができないため、境界には見切りを設置し、舗装などはせず、周辺への影響がないように配慮します。

続きまして、第2項及び別冊航空写真同じく5ページを御覧ください。

外神■■■■、畑14平方メートルにつきまして、申請者が住宅敷地の拡張、住宅への進入路に転用するものです。申請地の一部を隣接する線引き前住宅敷地と一体利用していたところ、農地であることが判明したため、進入路部分を分筆して住宅敷地の拡張、住宅への進入路として転用したく申請するものです。

申請地は第1項と同じで街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある第3種農地で、外神畑総土地改良区より農地転用支障なしとの意見書を受理しております。既に進入路として使用されており、工事等はありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第55号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり処理することに決定されました。

議第56号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の15ページ、16ページを御覧ください。

議第56号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページ及び7ページ拡大図を御覧ください。

黒田■■■■、畑360平方メートルにつきまして、受人が賃貸借により駐車場に転用しようとするものです。

受人は市内でホテル経営業などを営む法人です。申請地を含む施設の敷地は前所有者が転用により取得したもので、受人取得時には宅地及び雑種地であったため建物及び駐車場を設置し運営しています。申請地は創業時から賃貸借にて駐車場として利用していましたが、登記地目が畑であることが発覚したため、追認となりますが、今般申請に至りました。

申請地は、黒田小学校から南西約500メートルに位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。既に駐車場として使用しており、造成や工事はありません。

続きまして、第2項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

星山■■■■、畑1，289平方メートルほか2筆につきまして、受人が売買により植林転用しようとするものです。

受人は市内で砂利製造販売業を営んでおり、平成26年より3年間の賃貸借による砂利採取の一時転用を行い、継続のため平成29年に再度一時転用で申請地にて砂利採取を行ってきました。令和2年8月24日で採取期間の終了により事業を完了し、農地として耕作可能な状態まで復元しました。しかし、渡人から今後も石や岩石が出る場所であり、自身も高齢で農地としての維持管理が困難であるとの話があり、現状からも農地としての活用は難しく、周囲の環境に合わせ植林したく申請したものです。

申請地は富士宮ゴルフクラブから南東約500メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。敷地全体にヤシヤブシ879本を植林する計画で、資金は自己資金により確保されており、周囲に影響のないよう植林します。

続きまして、第3項及び別冊航空写真、同じく8ページを御覧ください。

星山■■■■、畑1，811平方メートルにつきまして、受人が売買により資材置場に転用しようとするものです。

受人は第2項と同一で、平成26年から一時転用により砂利採取を行い、令和2年8月24日で採取期間終了により事業を完了し、農地として耕作可能な状態まで復元しました。しかし、渡人は病気を患っており維持管理ができない状態であることから、受人が砂利採取で出た不要な岩石やブルドーザーなどの作業用車両の置き場及び作業場として活用したく申請に至ったものです。

申請地は第1項と同じく小集団の生産性の低い第2種農地で、資金は自己資金により確保されており、周囲に影響がないように設置をします。

続きまして、第4項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

第5項と関連案件のため、併せて説明します。

第4項は山宮■■■■、畑77平方メートル、第5項は山宮■■■■、畑760平方メートルにつきまして、受人が売買により権利取得し、駐車場に転用するものです。

受人は主に製造販売業を営む法人です。申請地周辺に本社及び工場があり、現在88台分の従業員駐車場を確保していますが、業務多忙のため、今後30名ほどの従業員の増員を考慮しており、駐車場の増設のため、第4項の駐車場3台、第5項の駐車場28台に転用したく申請したものです。

第4項の申請地は現駐車場と隣接していて、一体利用となりますが、第5項申請地は間に官地と墓地があり、官地は使用しないため、一体利用ではなく、接道以外をフェンスで囲い、駐車場以外の使用はしません。

申請地は富士山ポーターから東へ約150メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地です。資金は自己資金により確保してされており、周辺は道路、墓地、雑種地、官地で、農地は少ないですが、周辺への影響がないように配慮します。

続きまして、第6項及び別冊航空写真、10ページを御覧ください。

上井出■■■■、畑403平方メートルにつきまして、受人が贈与により、駐車場8台に転用しようとするものです。

受人はキリスト教会の儀式や行事を行う教会及び伝道所で、平成5年10月25日より航空写真の黒枠で囲った宅地部分を教会兼居宅として活動を行っていますが、その当時から隣接地であ

る本申請地を駐車場として利用していました。活動は不定期ですが開催時には駐車場が不足するため、追認とはなりますが、改めて駐車場としての申請に至ったものです。

申請地は上井出張所から300メートル以内に位置する第3種農地になります。周囲は道路、山林、宅地で申請地の北側、西側は既設フェンスで囲われております。宅地との境界には見切りを設置します。資金は自己資金により確保されており、被害防除措置を行い、周辺への影響がないように配慮いたします。

続きまして、第7項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

根原■■■■、畑527平方メートルにつきまして、受人が売買により資材置場に転用しようとするものです。

受人は申請地周辺の土地を所有し、堆肥生産業を営んでいます。渡人から申請地の維持管理が難しいとの話があり、隣接する本申請地を堆肥置場として利用することで事業の拡大ができ、作業用の車両やパレット、フレコンバック置き場としても活用できることから、売買により取得し、資材置場として転用したく申請するものです。

申請地は朝霧メイプルファームから東へ約350メートルに位置する第1種農地に該当します。原則転用不許可ですが、不許可の例外として、農地法規則第33条、地域の農業の振興に関する施設の4、住宅その他、申請に係る土地の周辺地域に居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するものと判断しました。資金は自己資金により確保されており、周辺は受人所有の宅地と農地で被害はないと思われませんが、周辺への影響がないように配慮いたします。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、7項について、担当委員からの調査報告をお願いします。

17番 植竹繁委員

今、説明がありましたように、9月3日、事務局2名、宮島農業委員と受人及び代理人の行政書士の計6名で現地調査をいたしました。

ここの土地の周辺は受人が所有しておりまして、その真ん中に渡人の土地がありまして、どうしてもこれを売らなきゃならないということになりましたので、受人が所有するのがいいだろうという地域の話合いをしました。今現在、堆肥生産を一生懸命やってくれてるからいいだろうという意見をもらいまして、反対する理由もないということで許可申請をお願いしたわけです。先ほどありましたように、周囲は受人の土地になりますので、他に迷惑がかかるような状態にはないということで、ぜひ審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第56号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕



議長

御異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第57号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の17ページを御覧ください。

議第57号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真の12ページを御覧ください。

申請地は、馬見塚■■■■、畑823平方メートルで、大石寺の南東に位置する農地です。

平成17年月日不詳、申請人が耕作困難のため放棄し、以後山林化したものです。申請地の周辺は一体が山林化しており、仮に農地として復元しても、継続的な営農は見込めない状況です。

続きまして、第2項及び航空写真は13ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、田429平方メートルで、大石寺の西に位置する農地です。

昭和44年4月1日、申請人の先代が農家住宅及び農業用倉庫を建設し、以後住宅敷地として一体利用しているものです。昭和47年の線引き前から、宅地として利用していたことと、農家住宅という利用形態であることが確認できており、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第3項及び航空写真は14ページを御覧ください。

申請地は下条■■■■、畑607平方メートルで、大石寺の南西に位置する農地です。

平成11年月日不詳、申請人の先代が耕作困難のため放棄し、以後山林化したものです。申請地には竹が群生しており、周辺を山林に囲まれていることから、仮に農地へ復元しても、継続的な営農は困難であると思われます。

続きまして、差し替えしていただいた議案の18ページを御覧ください。

第4項及び航空写真は15ページです。

申請地は長貫■■■■、畑196平方メートルで、芝川中学校の南西に位置する農地です。

昭和51年月日不詳、申請人が隣接地に住宅を建設した際、住宅敷地として一体利用を開始し、現在に至ったものです。旧芝川町の案件のため、平成23年の線引き前から宅地として利用していたことが確認できており、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第5項及び航空写真は16ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、畑ほか7筆、計3,995平方メートルで、ダイナ橋の北西に位置する農地です。

平成年月日不詳、申請人の先代が耕作困難のため放棄し、以後山林化したものです。申請地は急傾斜地で、以前は筍を栽培していましたが、管理が困難となり、現在は竹林として管理しています。周囲の一体が山林化しており、農地への復元は難しく、非農地として扱って差し支えないと思われます。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

13番 齋藤学委員

ただいま審議中の第1項、第3項の調査結果について報告します。

1項、3項は申請人が同じです。

9月8日午前10時に現地で行政書士に事務局2名と説明を聞きました。

1項、3項とも申請書のとおり問題ありませんでした。

続いて、2項の調査結果を報告します。

9月8日午前11時に現地で行政書士と本人に事務局2名と説明を聞きました。

申請書のとおり問題はありませので、御審議のほどよろしくお願ひします。

#### 9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第4項、第5項について調査結果を報告します。

まず、第4項ですが、9月8日、申請人及び申請代理人の行政書士、事務局職員2名と現地での会、調査を行いました。詳細は、事務局説明のとおりであります。申請人が昭和51年に自宅を新築した当初から駐車場などとして、宅地と一体利用していることを確認しました。

次に、第5項ですが、同日、申請代理人の行政書士、事務局職員2名と現地での会、調査を行いました。現地は内房の竹ノ下、大嵐部落の間に位置する傾斜地で、農道もかなり荒廃しており、本来なら現地を確認し、判断したかったのですが、とても現地まで行ける状況ではありませんでしたので、事務局と協議させていただき、航空写真において判定させていただきました。1カ所だけ確認することができましたが、耕作放棄をして相当年月も経過し、竹が密集しており、他の申請地も同じ状況であると思ひました。林道の状況、航空写真からも非農地として差し支えないと判断しました。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。

2つの案件とも申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### 議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

#### 議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第57号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

#### 議長

御異議なしと認めます。よって、議第57号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第58号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

#### 事務局 伊藤主査

議案の19ページを御覧ください。

議第58号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙、農用地利用計画(案)について説明をします。

2枚めくっていただきまして、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数8人、利用権を設定する者の数9人、利用権を設定する農用地の面積は、計2万6,901.12平方メートルです。

全て中間管理事業になります。

次に、表の下、所有権移転です。

所有権の移転を受ける者の数2名、所有権を移転する者の数4名、所有権が移転する農用地の面積は、2万228平方メートルです。

利用権の内容について説明します。

1枚めくって、4ページを御覧ください。

1項及び航空写真17ページを御覧ください。

北山貫間■■■■、ほか11筆、猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、野菜の栽培です。移転後、経営面積は16万4,854平方メートルになります。

第2項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

大中里石畑■■■■、青木の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後、経営面積は4万6,395.05平方メートルになります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

北山東下組■■■■、ほか9筆、杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後、経営面積は3万7,080平方メートルになります。

続きまして、第4項及び航空写真、20ページを御覧ください。

下条霜田■■■■、富士市伝法の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後、経営面積は1万9,252平方メートルになります。

第5項及び航空写真21ページを御覧ください。

貫戸狐塚■■■■ほか1筆、大宮町の株式会社■■■■への賃借権設定で、苔の栽培になります。移転後、経営面積は2万6,487平方メートルになります。

第6項及び航空写真22ページを御覧ください。

人穴上廣見■■■■、ほか1筆、人穴の■■■■さんへの賃借権設定で、飼料作物の栽培です。移転後、経営面積は8万8,731.11平方メートルになります。

第7項及び航空写真の23ページを御覧ください。

山本長峯■■■■、山本の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培になります。移転後、経営面積は11万3,431.29平方メートルになります。

第8項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

西山中村垣外■■■■、精進川の■■■■さんへの使用貸借権設定で、果樹の栽培です。移転後、経営面積は8,124平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の内容について説明します。

議案の10ページの第1項及び別冊航空写真は25ページを御覧ください。

根原宝山■■■■、根原の■■■■有限公司への所有権移転で、飼料作物の栽培になります。移転後、経営面積は16万8,656平方メートルになります。

第2項及び別冊航空写真26ページを御覧ください。

西山小森■■■■、ほか5筆、西山の■■■■さんへの所有権移転で、野菜の栽培になります。移転後、経営面積は借入地の取得のため、移転前と同じ7,138平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長

質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第58号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員確認〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第58号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、10月の12日を予定しております。

以上をもちまして、令和2年9月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時45分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
10 番

会議録署名人  
11 番